

IV 財 政

1. 予算（令和元年度当初）	81
2. 地方債（企業債）現在高	84
3. 補助（助成）金交付状況	85
4. 預託金運用状況	97
5. 基金運用状況	98
6. 決 算	100
7. 市 税	107
8. 市有財産（物品、基金を除く）	110

1 予算（令和元年度当初）

（1）会計別予算総括

会 計 別		令 和 元 年 度		平 成 30 年 度		前年度との 比 較 (千円)	
		予 算 額 (千円)	構 成 比 (%)	予 算 額 (千円)	構 成 比 (%)		
一 般 会 計		55,812,000	57.0	56,820,600	57.1	△ 1,008,600	
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険	17,472,431	17.8	17,812,874	17.9	△ 340,443	
	後 期 高 齢 者 医 療	1,819,282	1.9	1,761,635	1.8	57,647	
	介 護 保 険	14,545,477	14.9	14,588,143	14.6	△ 42,666	
	簡 易 水 道 事 業	371,068	0.4	238,326	0.2	132,742	
	農 業 集 落 排 水 処 理 施 設 事 業	100,754	0.1	111,228	0.1	△ 10,474	
	浄 化 槽 市 町 村 整 備 推 進 事 業	48,793	0.1	58,029	0.1	△ 9,236	
	ケ ー ブ ル テ レ ビ 事 業	22,666	0.0	49,196	0.1	△ 26,530	
	診 療 所	83,518	0.1	84,875	0.1	△ 1,357	
	久 連 子 財 産 区	290	0.0	283	0.0	7	
	椎 原 財 産 区	234	0.0	233	0.0	1	
	計	34,464,513	35.2	34,704,822	34.8	△ 240,309	
企 業 会 計	水 道	収 益 的 支 出	484,913	0.5	473,623	0.5	11,290
		資 本 的 支 出	318,779	0.3	320,980	0.3	△ 2,201
		小 計	803,692	0.8	794,603	0.8	9,089
	病 院	収 益 的 支 出	0	0.0	393,519	0.4	△ 393,519
		資 本 的 支 出	0	0.0	13,859	0.0	△ 13,859
		小 計	0	0.0	407,378	0.4	△ 407,378
	下 水 道	収 益 的 支 出	2,988,108	3.1	2,921,289	2.9	66,819
		資 本 的 支 出	3,866,548	3.9	3,976,035	4.0	△ 109,487
		小 計	6,854,656	7.0	6,897,324	6.9	△ 42,668
		計	7,658,348	7.8	8,099,305	8.1	△ 440,957
	合 計		97,934,861	100.0	99,624,727	100.0	△ 1,689,866

—メモ—

財 政 指 標	平成27年度決算	平成28年度決算	平成29年度決算
① 財 政 力 指 数	0.48	0.49	0.49
② 経 常 収 支 比 率	89.10%	91.90%	92.00%
③ 実 質 公 債 費 比 率	11.90%	11.00%	10.50%

(2) 一般会計当初予算

①歳入

款 別	令和元年度		平成30年度		前年度との 比較 (千円)
	予算額 (千円)	構成比 (%)	予算額 (千円)	構成比 (%)	
1 市 税	15,416,577	27.6	14,977,108	26.4	439,469
2 地 方 譲 与 税	552,000	1.0	546,000	1.0	6,000
3 利 子 割 交 付 金	36,500	0.1	26,300	0.0	10,200
4 配 当 割 交 付 金	48,000	0.1	27,000	0.1	21,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	68,000	0.1	52,000	0.1	16,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金	2,621,000	4.7	2,521,000	4.4	100,000
7 ゴルフ場利用税交付金	6,000	0.0	5,800	0.0	200
8 自動車取得税交付金	55,700	0.1	120,000	0.2	△ 64,300
9 環境性能割交付金	35,000	0.1		0.0	35,000
10 地方特例交付金	498,366	0.9	63,800	0.1	434,566
11 地 方 交 付 税	14,690,000	26.3	14,980,000	26.4	△ 290,000
12 交通安全対策特別交付金	19,000	0.0	19,000	0.0	0
13 分担金及び負担金	625,310	1.1	808,372	1.4	△ 183,062
14 使用料及び手数料	794,069	1.4	816,665	1.4	△ 22,596
15 国 庫 支 出 金	8,368,113	15.0	8,556,522	15.1	△ 188,409
16 県 支 出 金	4,763,408	8.5	4,563,361	8.0	200,047
17 財 産 収 入	96,013	0.2	190,063	0.3	△ 94,050
18 寄 附 金	315,859	0.6	315,898	0.6	△ 39
19 繰 入 金	399,617	0.7	598,291	1.1	△ 198,674
20 繰 越 金	1,100,000	2.0	1,100,000	1.9	0
21 諸 収 入	972,168	1.7	883,420	1.6	88,748
22 市 債	4,331,300	7.8	5,650,000	9.9	△ 1,318,700
合 計	55,812,000	100.0	56,820,600	100.0	△ 1,008,600

②税目別市税額

税 目	令和元年度		平成30年度		前年度との 比較 (千円)	
	予算額 (千円)	構成比 (%)	予算額 (千円)	構成比 (%)		
市 民 税	6,122,900	39.7	6,000,000	40.0	122,900	
内 訳	個 人	4,888,000	31.7	4,883,000	32.6	5,000
	法 人	1,234,900	8.0	1,117,000	7.5	117,900
固 定 資 産 税	7,943,377	51.5	7,686,708	51.3	256,669	
内 訳	固 定 資 産 税	7,902,334	51.3	7,644,995	51.0	257,339
	固 定 資 産 所 在 市 町 村 交 付 金	41,043	0.3	41,713	0.3	△ 670
軽 自 動 車 税	453,100	2.9	412,700	2.8	40,400	
市 た ば こ 税	883,000	5.8	862,000	5.8	21,000	
入 湯 税	14,200	0.1	15,700	0.1	△ 1,500	
合 計	15,416,577	100.0	14,977,108	100.0	439,469	

③歳出（目的別）

款 別	令和元年度		平成30年度		前年度との 比較 (千円)
	予算額 (千円)	構成比 (%)	予算額 (千円)	構成比 (%)	
1 議会費	368,305	0.7	367,858	0.7	447
2 総務費	5,559,498	10.0	6,244,854	11.0	△ 685,356
3 民生費	23,374,151	41.9	22,992,236	40.5	381,915
4 衛生費	3,661,864	6.6	3,863,646	6.8	△ 201,782
5 農林水産業費	2,923,412	5.2	3,052,091	5.4	△ 128,679
6 商工費	1,837,372	3.3	1,606,922	2.8	230,450
7 土木費	4,791,150	8.6	5,374,476	9.5	△ 583,326
8 消防費	2,792,399	5.0	2,155,979	3.8	636,420
9 教育費	4,150,199	7.4	4,833,137	8.5	△ 682,938
10 災害復旧費	4,474	0.0	20,967	0.0	△ 16,493
11 公債費	6,198,649	11.1	6,160,272	10.8	38,377
12 諸支出金	130,527	0.2	128,162	0.2	2,365
13 予備費	20,000	0.0	20,000	0.0	0
合 計	55,812,000	100.0	56,820,600	100.0	△ 1,008,600

④歳出（性質別）

性 質 別	令和元年度		平成30年度		前年度との 比較 (千円)
	予算額 (千円)	構成比 (%)	予算額 (千円)	構成比 (%)	
人件費	8,401,415	15.0	8,251,104	14.5	150,311
扶助費	15,674,471	28.1	15,548,078	27.3	126,393
公債費	6,198,649	11.1	6,160,272	10.8	38,377
物件費	6,454,115	11.6	6,256,078	11.0	198,037
維持補修費	462,693	0.8	458,290	0.8	4,403
補助費等	6,651,485	11.9	6,632,650	11.7	18,835
積立金	253,185	0.5	279,712	0.5	△ 26,527
出資・貸付金	518,480	0.9	533,841	0.9	△ 15,361
繰出金	6,363,242	11.4	6,281,717	11.1	81,525
予備費	20,000	0.1	20,000	0.1	0
建設事業費	4,814,265	8.6	6,398,858	11.3	△ 1,584,593
普通建設	4,763,197	8.5	5,330,536	9.4	△ 567,339
災害復旧	51,068	0.1	1,068,322	1.9	△ 1,017,254
合 計	55,812,000	100.0	56,820,600	100.0	△ 1,008,600

2 地方債（企業債）現在高

(単位：千円)

区 分	平成28年度末 現在高	平成 29 年 度			
		起 債 額	元金償還金	年度末現在高	
一 般 会 計	1. 普 通 債	36,666,306	6,261,000	3,822,499	39,104,807
	(1) 総 務	1,074,284	10,100	277,989	806,395
	(2) 民 生	508,947	43,600	76,687	475,860
	(3) 衛 生	2,823,445	3,018,600	135,886	5,706,159
	(4) 農 林 水 産 業	2,440,973	435,800	272,946	2,603,827
	(5) 商 工	396,772	67,100	33,961	429,911
	(6) 土 木	18,042,398	1,920,100	2,207,388	17,755,110
	(7) 消 防	1,345,552	75,500	103,648	1,317,404
	(8) 教 育	10,033,935	690,200	713,994	10,010,141
	2. 災 害 復 旧 債	385,034	217,900	31,982	570,952
	(1) 単 独	120,572	189,500	2,021	308,051
	(2) 補 助	264,462	28,400	29,961	262,901
	3. そ の 他	25,052,837	1,758,800	1,741,390	25,070,247
	(1) 減収補てん債	90,000		15,000	75,000
	(2) 減税補てん債	546,820		113,681	433,139
	(3) 臨時税収補てん債	58,192		58,192	0
	(4) 臨時財政対策債	24,357,825	1,758,800	1,554,517	24,562,108
計	62,104,177	8,237,700	5,595,871	64,746,006	
特 別 会 計	簡易水道事業債	1,362,232	153,700	91,774	1,424,158
	農業集落排水処理施設 事業債	416,160	10,600	50,765	375,995
	浄化槽市町村整備推進 事業債	93,430	2,100	7,142	88,388
	診療所事業債	10,196	1,300	962	10,534
	ケーブルテレビ事業債	173,152	0	35,740	137,412
	介護保険事業債	0	0	0	0
	計	2,055,170	167,700	186,383	2,036,487
企 業 会 計	上水道事業債	1,068,829	0	72,614	996,215
	病院事業債	6,554	0	3,477	3,077
	下水道事業債	23,844,187	1,303,000	1,892,789	23,254,398
	計	24,919,570	1,303,000	1,968,880	24,253,690
合 計	89,078,917	9,708,400	7,751,134	91,036,183	

3 補助(助成)金交付状況

(1) 交付基準(条例化したもの)

補助事業名	対象者	対象事業・対象経費	補助率・補助金(限度)額		H30年度実績		施行年月日	交付根拠	所管課
			経常経費	施設整備費	件数	金額(円)			
私立幼稚園助成	幼稚園を設置する学校法人	私立幼稚園の教育振興のために必要な経費	均等割 60%	園児数割 40%	4	761,000	条例 H17. 8. 1 規則 H17. 8. 1	条例 施行規則	市民活動政策
生ごみ堆肥化容器等設置 助成事業	家庭から排出される厨芥類を 処理する生ごみ堆肥化容器又 は生ごみ処理機を設置する市 民	堆肥化容器 生ごみ処理機	1件につき、その要した経費の1/3以内 上限30万円		0	0	要綱 H17. 8. 1 現行 H30. 4. 1	要綱	循環社会推 進課
子ども医療費助成事業	医療保険各法の規定による被 保険者、被扶養者で入院又は 通院による医療を受けること も(但し、生活保護法による 保護を受けているときは対象 外)	医療費	中学校3年生まで (満15歳到達前初の3月31日まで の間にある者) 医療費に要した一部負担金の額		232,837	418,051,207	条例 H17. 8. 1 現行 H28. 4. 1 規則 H17. 8. 1 現行 H25.10.1	条例 施行規則	子ども未来
ひとり親家庭等医療費 助成事業	医療保険各法の規定による被 保険者又は被扶養者であり、 かつ市内に住所を有するひと り親家庭の父又は母及びそれ らの者に扶養されている児童 並びに父母のいない児童(但し、 生活保護法による保護を受け ていないときは対象外)	医療費	当該支払額の2/3以内		15,174	26,929,365	規則 H17. 8. 1 現行 H25. 9. 18 要綱 H17. 8. 1 現行 H20. 3. 24	規則 事務取扱 要綱	子ども未来

補助事業名	対象者	対象事業・対象経費	補助率・補助金(限度)額	H130年度実績		施行年月日	交付根拠	所管課
				件数	金額(円)			
高齢者外出支援事業	次のすべてに該当する者 1 八代市内に引き続き1年以上住所を有していること。 2 東町、坂本町、東陽町、泉町の全域のうち最寄りのバス停留所・乗合タクシー停留所又は駅から2キロメートル以上離れた区域に居住するものであつて、次のいずれかに該当するものであること。 ア 事業実施年度の4月1日現在で65歳以上の者であつて、身体障害者手帳第1種各級、療育手帳「A1」もしくは「A2」又は精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けているもの イ 事業実施年度の4月1日現在で70歳以上の者のうち、前年度の市町村民税が非課税のもの(以下「非課税高齢者」という。)であつて、アに該当する者又は非課税高齢者のみで事実上構成される世帯に属するもの 3 市税、介護保険料、市が事業主体である使用料等に滞納がないこと	タクシーの利用料金	1人につき500円券を年間24枚交付	1	12,000	H19. 7. 1 改正 H22. 10. 1	要綱	長寿支援
社会福祉法による介護保険利用者負担の軽減に対する補助金交付事業	介護保険法(平成9年法律第123号)第27条第1項の規定による要介護認定又は第22条第1項の規定による要支援認定を受けた被保険者のうち特に生計困難と市長が確認した者	軽減対象サービス 介護老人福祉施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 訪問介護、夜間対応型訪問介護、介護予防訪問介護 通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護	軽減対象費用 (1) 旧措置入所者(利用者負担5%以下の者)ユニット型個室の住居費負担、食費負担、住居費負担、 (2) 前号の者以外 介護費負担、食費負担、住居費負担 介護費負担 介護費負担、食費負担 介護費負担、食費負担、滞在費負担 介護費負担	0	0	H17. 8. 1 現行 H18. 8. 1	要綱	長寿支援

補助事業名	対象者	対象事業・対象経費	補助率・補助金(限度)額	H30年度実績		施行年月日	交付根拠	所管課
				件数	金額(円)			
社会福祉法による介護保険利用者負担軽減に対する補助金交付事業	介護保険サービスを提供した社会福祉法人が利用者負担の一部を減免した場合 ※八代市の被保険者の利用での減免対象サービスに限る	介護老人福祉施設サービス 1 社会福祉法人が利用者負担を減免した総額(減免総額)のうち、当該法人の本来受領すべき利用者負担収入の1%を超え10%以下の部分 2 減免総額のうち、本来負担収入の10%を超えた部分 訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護減免総額のうち、本来負担収入の1%を超えた部分	(対象経費の1/2以内の金額)と(対象経費2全額)の合計	0	0	H17. 8. 1 実行 H18. 8. 1	要綱	長寿支援
高齢者及び障害者住宅改修助成事業	1 本市に継続して2年以上居住し、市税、介護保険料等を完納している者 2 以下のいずれかが該当する者と同居し、若しくは同居しようとする者 (イ)65歳以上の高齢者であつて介護保険要介護認定・要支援において要介護・要支援認定を受けた者 (ロ)身体障害者手帳1級又は2級を所持する者 (ハ)療育手帳A1又はA2を所持する者 3 当該世帯の生計中心者の前年所得税課税年額が、7万円以下の世帯に属する者	玄関、廊下、階段、居室、浴室、洗面所、洗面所、台所等の要介護高齢者が利用する部分で、その当該要介護高齢者等の利用しやすいよう実施する改修に要する経費。(やむを得ない場合以外は新築、増築、改築は対象としない) ※事前相談必要	生活保護世帯 市町村民税非課税世帯 助成対象額の3/3 (1,000円未満は切り捨て) 上限70万円	1	350,000	H17. 8. 1 実行 H20. 5. 26	要綱	長寿支援 障がい者支援
重度心身障がい者医療費助成事業	重度心身障がい者で以下の全てに該当し、市長が認定したもの 1 満3歳以上の者で市内に居住し、住民登録している者、又は障害者総合支援法の規定により八代市が支給決定を行うべきもの 2 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者	保険給付を受けるものが負担する一部負担金から次の各号に掲げる額を控除した額 1 自己負担額 2 高額療養費等の額 3 国、地方公共団体負担の医療費及び第三者からの賠償金	上記以外で前年度所得税課税年額が7万円以下世帯 助成対象額の2/3 (1,000円未満は切り捨て) 上限46万6千円	0	0			長寿支援 障がい者支援
介護保険住宅改修支援事業	本市の被保険者につき住宅改修支援を行った居宅介護支援事業者、その他住宅改修費の支給の対象となる住宅改修について十分な専門性を有すると認められる者	介護保険法第45条の規定に基づき居宅介護住宅改修費又は第57条の規定に基づく居宅支援住宅改修費の支給に際し、理由書を作成したもののうち、当該月において居宅介護支援計画費を請求していないもの	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第20条から第23条までに定める障害児福祉手当の支給の制限に係る規定を適用する	51,197	253,898,324	条例 H17. 8. 1 規則 H17. 8. 1	条例 施行規則	障がい者支援
認知症高齢者見守りネットワーク事業	認知症により徘徊のおそれのある高齢者の同居者または介護している親族 ※高齢者と同居者または介護している親族がともに本市の住民基本台帳に記録されており、市税に滞納がないこと。	GPS(全球測位システム)機能による徘徊探知機の利用に係る初期費用 ・徘徊探知機の本体の購入費 ・徘徊探知機の付属機器の購入費 ・加入手数料又は登録手数料	対象経費に相当する額(上限1万円) ※徘徊高齢者一人につき1回限り	8	16,000	H17. 8. 1	要綱	長寿支援
農業振興事業費補助	右の事業を実施する農業協同組合及び市長が認める団体	農業振興事業に要する経費 農業近代化施設整備事業 土地基盤整備事業 以上のほか、市長が認めた事業	予算の範囲内(国・県の補助金を含む)	農業 34事業	2,750,017,461	H17. 8. 1	要綱	農林水産政策 農業振興 農地整備
				障がい者支援	20	243,985,798		

補助事業名	対象者	対象事業・対象経費	補助率・補助金(限度)額	H30年度実績		施行年月日	交付根拠	所管課
				件数	金額(円)			
八代産材利用促進事業	次に掲げる条件のすべてを満たす者 ①補助対象住宅の建築主であること。 ②市内に住所を有する者(助成対象住宅の新築に伴い、市内に転入する者を含む。) ③市税等の滞納がない者	①建築主自らが生住するため新築、改築、増築又はリフォーム(以下「新築等」)をする木造住宅で市内において建築されるもの。 ②新築等に当たり市長が別に指定する構造材の木材使用財積数量のうち、八代産材を80%以上使用していること。 ③新築等の施行が市内の事業者によるものであること。 ④新築においては、八代市産の量を6割以上使用していること。 ⑤新築等の契約をした日から60日以内かつ、棟上げ前に申請すること。 ⑥原則として、八代産材利用促進事業補助金交付要綱第6条の規定による交付申請をした日の属する年度の末日までに新築等が完了し、及び同要綱第9条の規定による実績報告ができたもの。	補助金の額は、次に掲げる新築等の区分に応じ算出する。(その数に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。) ただし、新築にあつては20万円、増築、改築又はリフォームにあつては10万円を限度額とする。 (1)新築、改築及び増築の場合 補助対象住宅の新築、改築及び増築に係る床面積の坪数に4,000円を乗じて得た額 (2)リフォームの場合 補助対象住宅のリフォームに係る1立方メートル単位で表示した木材使用材積数量に1万円を乗じて得た額	12	1,688,000	H21. 4. 1 改正 H25. 4. 1	要綱	水産林務
商店街近代化事業	高度化事業等をする中小企業団体等	当該事業経費	事業費の20/100に相当する額以内 上限2,000万円 3年以内に分割交付可 但し、八代市工場設置奨励条例適用工場を除く	0	0	条例 H17. 8. 1	条例 施行規則	商工政策
小売商業店舗共同化事業				0	0	規則 H17. 8. 1		
集団化事業			事業費の10/100に相当する額以内 上限2,000万円 3年以内に分期交付可 但し、八代市工場設置奨励条例適用工場を除く	0	0			
一般共同化事業			予算の範囲内で市長が適当と認める額	0	0			
施設共同利用事業				0	0			
その他の高度化事業等				0	0			
中小企業団体の結成に 対する助成	中小企業者が、中小企業団体のうち組合を組織したとき		(1組合につき10万円) + (組合員数×2,000円) の合計額の範囲内	0	0			
商店街活性化事業補助 金	振興会等	【対象事業】 商店街の魅力向上を図る事業で市長が適当と認めるもの。 ただし、他の八代市補助制度に基づく補助金の交付を受けて実施するものを除く。	補助対象経費の2分の1で限度額50万円 (予算の範囲内で交付する。) ※1会計年度において、1の振興会等に1回限り交付する。	5	1,793,000	要綱 H17. 8. 1 実行 H30. 4. 1	要綱	商工政策
	協力団体等	【対象事業】 商店街振興組合と協力し、商店街の向上を図るための事業で市長が適当と認めるもの。	補助対象経費の2分の1で限度額10万円 ※1会計年度において、1の協力団体等について1回限りとする。ただし、市長が必要と認めるときは、2回を上限とする。	5	486,000			
商店街 連合事業	連合会等 八代商工会 八代市商工会	【対象事業】 2以上の商店街が連携する事業で市長が適当と認めるもの。 ただし、他の八代市補助制度に基づく補助金の交付を受けて実施するものを除く。	補助対象経費の2分の1で限度額100万円 (予算の範囲内で交付する。) ※1会計年度において、1事業につき1回限り交付する。	9	3,637,000			
		連合会等の運営に関する事業	1 人件費及び印刷費 2 福利厚生費 3 通信運搬費、消耗品費及び印刷費 4 旅費 5 その他市長が適当と認めるもの	1	1,801,000			

補助事業名	対象者	対象事業・対象経費	補助率・補助金(限度)額	H30年度実績		施行年月日	交付根拠	所管課
				件数	金額(円)			
商店街活性化事業補助金	振興会等	【対象事業】 振興会等が空き店舗を 利用しコミュニティホ ール等に活用する事業 で市長が適当と認める もの	【対象経費】 1 借家料 2 光熱水費 3 消耗品費 4 店舗の改装費 5 その他市長が適当と認めるもの	借家料、光熱水費、消耗品費及びその他市長が適当と認めるものの4分の3で限度額150万円(予算の範囲内で交付する。)	0	0	要綱 H17. 8. 1 現行 R30. 4. 1	要綱 商工政策
		【対象事業】 振興会等が空き店舗を 利用しイベント等を誘 致し支援する事業で市 長が適当と認めるもの	【対象経費】 借家料(連続して10日以上又は断 続的に14日以上(週3日以上とす る。)開催するものに限る。)	借家料の9分の1で限度額10万円 (予算の範囲内で交付する。) ※補助が最初になされた日から30日以内の借家料について 交付する。	0	0		
	【対象事業】 振興会等が空き店舗を 利用し新規出店者を誘 致し支援する事業で市 長が適当と認めるもの	【対象経費】 1 借家料 2 店舗の建設費及び解体費 3 店舗の改装費 (1から3までのいずれかの経費に 限る。)	借家料の3分の1で限度額月額5万円 (予算の範囲内で交付する。) ※補助が最初になされた日から1年以内の借家料について、 6月ごとに交付する。	0	0			
	商店街再生 事業		市長が別途定める業種に該当する店舗の建設費の3分の1で限度 額100万円(建物の建設の前に解体を要する場合は、200万円) (予算の範囲内で交付する。) ただし、事業の完了を報告した日から6月を経過するまでの間 に店舗を閉鎖した場合は、建設費の6分の1で限度額50万円(建 物の建設の前に解体を要する場合には100万円)とする。 ※新規出店1件につき1回限り交付する。	0	0			
			店舗の改装費の3分の1で限度額60万円(店舗のうち事務所に係 るものについては、改装費の3分の1で限度額48万円)。 ただし、事業の完了を報告した日から6月を経過する日までの 間に店舗を閉鎖した場合は、改装費の6分の1で限度額 30万円(店舗のうち事務所に係るものについては、改装費の 6分の1で限度額24万円)とする。 ※新規出店1件につき1回限りとする。	7	3,936,000			
		【対象事業】 振興会等が既存店舗の 魅力創出及び集客力向 上を推進し支援する事 業で市長が適当と認め るもの	【対象経費】 ・ 店舗の改装費 (新規出店者誘致のための事業によ り補助金の交付を受けた店舗を除 く。)の改装費(その経費が20万 円以上のものに限る。)	店舗の改装費の3分の1で限度額50万円 (予算の範囲内で交付する。) ※1つの既存店舗につき1回限り交付する。	1	420,000		

補助事業名	対象者	対象事業・対象経費	補助率・補助金(限度)額	H30年度実績		施行年月日	交付根拠	所管課
				件数	金額(円)			
創業支援事業補助	<p>市内において創業若しくは第二創業又は創業後若しくは第二創業後の事業規模の拡大を行う者(企業組合、協業組合、協同組合、商工組合、有限責任事業組合、NPO法人、学校法人、宗教法人及び医療法人並びに任意の団体を除く。)であって、次に掲げる要件の全てを満たすもの。</p> <p>①次のいずれかに該当する者 ア 補助金の交付の申請を行う日の属する年度内に創業を行う者若しくは同日において創業の日から2年を経過しない個人事業主 イ 先代経営者から1年以内に事業を承継した者又は次条の補助事業の完了する日までに事業を承継し、先代経営者が代表者を退任する予定の者</p> <p>②補助金の交付を受けける年度の末日までに、次に掲げる要件の全てを満たすこと。 ア 市長から証明書の交付を受けける。 イ 市内を本店所在地とした法人登記を行う(第二創業又は第二創業後の事業規模の拡大を行う者に限る。) ウ 市内に本店又は主たる事業所を開設し、市内において事業を開始する。</p> <p>③3年以上継続して事業を行う見込みがある ④市税等の滞納がない ⑤暴力団等でない ⑥過去に補助金及び八代市商店街活性化事業補助金の交付を受けていない</p>	<p>【対象事業】 ①事業所改修事業 ②設備・備品購入等事業 ③販売促進事業 ④その他市長が適当と認める事業</p> <p>【対象経費】 ①事業所の開設に伴う外装及び内装並びに設備の設置に係る工事費用(事業所が住居を兼ねる場合は、事業所専用部分に係るものに限る。) ②事業の実施に必要な設備及び備品の購入費並びにリース料(中古品の購入費を含む、消耗品等の購入費を除く。) ③広告宣伝費 パンフレット、チラシ等制作費 ホームページ作成費 ④市長が適当と認める経費</p>	<p>補助対象経費の合計額から消費税等仕入控除税額を減じて得た額に3分の2を乗じて得た額から補助対象経費に係る消費税等仕入控除税額を減じた額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) ※20万円を上限とする。</p>	5	895,000	<p>要綱 H30. 3.23 施行 H30. 9.25</p>	要綱	商工政策

補助事業名	対象者	対象事業・対象経費	補助率・補助金(限度)額	F130年度実績		施行年月日	交付根拠	所管課														
				件数	金額(円)																	
企業振興/促進事業補助	<p>【対象要件】 工場等の投資に係る操業開始時の投下固定資産総額が1億円以上(中小企業の場合2,000万円)以上かつ以下の①②のうちもいずれかの要件を満たすもの ①新規雇用者(雇用保険被保険者に限る)の数が15人以上(中小企業の場合;2人以上) ②地域経済誘引事業計画の県知事の承認を受けたもの又は、事業の労働生産性が年平均3%以上向上するもの</p> <p>【対象業種】 ①製造業、運輸業、卸売業、電気・ガス・熱供給業 ②①の業種に係る研究、開発、検査及び整備施設 ③不動産業者等が①のために建設、取得する施設(立地決定済みに限る)</p>	<p>固定資産税の減免(対象要件①又は②を満たすもの)</p> <p>工場等建設補助金(対象要件①を満たすもの)</p>	<p>【減免率】 初年度～3年度(3年間) 100/100 4年度～5年度(2年間) 50/100</p> <p>操業開始時の投下固定資産総額が20億円以上で、かつ、新規雇用者が100名以上の製造業に属する適用工場の場合、市長が認めるものその他市長が特に認める適用工場の場合、操業開始以後3年以内取得した固定資産も投資に係る投下固定資産とみなし減免する。</p>	5	5,479,889	<p>条例 H17. 8. 1 現行 H31. 4. 1</p>	<p>条例 施行規則</p>	<p>商工政策</p>														
			<p>①投下固定資産総額が1億円以上の工場等の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>投下固定資産総額</th> <th>新規雇用者数</th> <th>工場等建設補助金の額(算定式)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1億円以上</td> <td>10人未満</td> <td>投下固定資産総額(土地代を除く)×1%</td> </tr> <tr> <td>10人以上40人未満</td> <td>投下固定資産総額(土地代を除く)×2%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">20億円以上</td> <td>40人以上</td> <td>投下固定資産総額(土地代を除く)×3%</td> </tr> <tr> <td>100人以上</td> <td>投下固定資産総額(土地代を除く)×5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>②操業開始時の投下固定資産総額が20億円以上で、かつ、新規雇用者が100名以上の製造業に属する適用工場のうち市長が認めるものその他市長が特に認める適用工場の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>投下固定資産総額</th> <th>新規雇用者数</th> <th>工場等建設補助金の額(算定式)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">20億円以上</td> <td>100人以上</td> <td>投下固定資産総額(土地代を除く)×5%</td> </tr> </tbody> </table>	投下固定資産総額	新規雇用者数	工場等建設補助金の額(算定式)			1億円以上	10人未満	投下固定資産総額(土地代を除く)×1%	10人以上40人未満	投下固定資産総額(土地代を除く)×2%	20億円以上	40人以上	投下固定資産総額(土地代を除く)×3%	100人以上	投下固定資産総額(土地代を除く)×5%	投下固定資産総額	新規雇用者数	工場等建設補助金の額(算定式)	20億円以上
投下固定資産総額	新規雇用者数	工場等建設補助金の額(算定式)																				
1億円以上	10人未満	投下固定資産総額(土地代を除く)×1%																				
	10人以上40人未満	投下固定資産総額(土地代を除く)×2%																				
20億円以上	40人以上	投下固定資産総額(土地代を除く)×3%																				
	100人以上	投下固定資産総額(土地代を除く)×5%																				
投下固定資産総額	新規雇用者数	工場等建設補助金の額(算定式)																				
20億円以上	100人以上	投下固定資産総額(土地代を除く)×5%																				
			<p>用地取得等補助金(対象要件①を満たすもの)</p>	<p>投下固定資産総額</p>	<p>新規雇用者数</p>	<p>工場等建設補助金の額(算定式)</p>	0	0														
			<p>20億円以上</p>	100人以上	<p>投下固定資産総額(土地代を除く)×5%</p>	5	39,424,000															

小型会館処理浄化槽設置整備事業 補助対象地域において住宅等に浄化槽を設置しようとする者	雇用奨励金（対象要件①を満たすもの） ①適用工場の新規雇用者で、雇用した日から起算して1年以上継続して雇用した従業員について、正社員1人当たり30万円（非正社員の場合1人当たり20万円）を乗じて得た額を雇用奨励金として交付する。 ②適用工場の新規雇用者で、就業開始の日から2年を経過する日まで継続して雇用した従業員について、正社員1人あたり20万円（非正社員を正社員として雇用した場合は1人あたり10万円）を乗じて得た額を雇用奨励金として交付する。	3 4,800,000	94 38 2 12 5	31,208,000 15,732,000 1,096,000 1,200,000 810,000	H17. 8. 1 要綱	下水道総務
【対象地域】 1 公共下水道事業計画区域、農業集落排水処理事業区域及び浄化槽市町村整備推進事業区域以外の地域 2 市長が別に定める地域	投下固定資産総額	新規雇用者数	工場等建設補助金の額（算定式）	予算の範囲内	H17. 8. 1 要綱	下水道総務
	1億円未満	10人未満	5,000万円	5人槽		
	1億円以上	10人未満 10人以上40人未満	1億円 2億円	6～7人槽		
	20億円以上	40人以上 100人以上	3億円 6億円	8～10人槽		
	332,000円 414,000円 548,000円	10万円を加算	単独浄化槽からの切替	住民負担軽減特別措置（坂本支所管内）		
【対象区域】 1 公共下水道事業計画区域、農業集落排水処理事業区域以外の区域 2 市長が特に認める区域	浄化槽を設置しようとする者に融資あっせん及び利子補給を行う。 【融資あっせん額】 工事1件につき50万円以内 【償還方法】 36ヶ月以内の元利均等月賦償還 【融資利率】 金融機関と協議して定めた利率	人槽×3万円	0	0	H26. 4. 1 規則	下水道総務
	0	0	0	0	0	0

補助事業名	対象者	対象事業・対象経費	補助率・補助金(限度)額	H30年度実績		施行年月日	交付根拠	所管課	
				件数	金額(円)				
八代市生活扶助世帯に対する排水設備費等補助金交付事業	処理区域内の生活扶助世帯で、その所有に係る家屋のうち、直接その世帯の生活の用に供している家屋の排水設備工事をしようとする者	生活扶助世帯の家屋の排水設備工事 【対象区域】 下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第8号に規定する処理区域内(同法第9条第2項において適用する同条第1項の規定により公示された下水道の処理を開始すべき日から3年以上の千丁処理区及び鏡処理区を除く。)	予算の範囲内において市長が認定した額 (100円未満は切り捨て)	0	0	H17.8.1	規則	下水道総務	
				16	1,280,000	H27.4.1	要綱	下水道総務	
八代市下水道排水設備工事費助成金交付事業	対象区域において、既設のくみ取り便所等を水洗便所(汚水管が公共下水道に連結されたものをいう。)に改造する者及び汚水を排除する排水設備を設置する者	【対象区域】 下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第8号に規定する処理区域内(同法第9条第2項において適用する同条第1項の規定により公示された下水道の処理を開始すべき日から3年以上の千丁処理区及び鏡処理区に限る。)	予算の範囲内	80,000円	40,000円	22	680,000	16	1,280,000
				30,000円	20,000円	56	2,240,000	6	120,000
				80,000円	40,000円	2	160,000	4	160,000
				30,000円	20,000円	1	30,000	0	0
八代市水洗便所改造工事費等助成事業	対象区域において、既設のくみ取り便所等を水洗便所(汚水管が公共下水道に連結されたものをいう。)に改造する者及び汚水を排除する排水設備を設置する者	【対象区域】 下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第8号に規定する処理区域内(同法第9条第2項において適用する同条第1項の規定により公示された下水道の処理を開始すべき日から3年以上の千丁処理区及び鏡処理区に限る。)	予算の範囲内	80,000円	40,000円	2	160,000	2	160,000
				30,000円	20,000円	4	160,000	1	30,000
就学援助事業	市内に住所を有する児童・生徒の保護者で生活保護法に規定する要保護者及びこれに準ずる程度に困難している者と認められる者	学用品費等 (学用品費、通学用品費及び宿泊を伴わない校外活動費) 新入児童生徒学用品費 修学旅行費 (学校行事として実施する社会科見学旅行を含む) 通学費 体育実技用具費 医療費(学校保健安全法第24条に定める疾病) 学校給食費 校外活動費(宿泊を伴うもの) スポーツ振興センター災害共済掛金	予算の範囲内	74,395,404	71,853,945	H17.8.1	要綱	学校教育 教育政策	
				16	4,660,152	H17.8.1	要綱	生涯学習	
社会教育施設(自治公民館)整備費補助金	自治公民館を新・増築又は修繕する地区	新築、増築、全面改築(延床面積50㎡以上)	総事業費の50% 延床面積が50㎡を超え150㎡以内は上限200万円 延床面積が150㎡を超えるときは上限300万円	0	0	H17.8.1	要綱	生涯学習	
				16	4,660,152	H17.8.1	要綱	生涯学習	

補助事業名	対象者	対象事業・対象経費	補助率・補助金(限度)額		H30年度実績		施行年月日	交付根拠	所管課	
			件数	金額(円)	件数	金額(円)				
幼稚園就園奨励費補助	私立幼稚園(認定子ども園を除く。)に在園する満3～5歳児の保護者	<p>平成31年4月から令和元年9月まで(以下「前期分」という。)</p> <p>の保育料等</p> <p>①世帯構成員中、2人以上に所得がある場合は所得割課税額を合算する。</p> <p>②途中入園により、保育料が在園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は、次の算式により減額して適用する。</p> <p>右記の単価 × 前期分保育料の支払い月数 ÷ 12</p> <p>(100円未満を四捨五入)</p> <p>③実際の支払額が限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。</p> <p>※令和元年10月から実施される幼児教育の無償化に伴い、平成31年4月から令和元年9月までが補助対象期間となるため、補助金限度額は次の算式により算定した額となる。</p> <p>右表の額 × 前期分保育料の支払い月数 ÷ 12</p>	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護世帯 市町村民税非課税世帯 市町村民税所得割非課税世帯 市町村民税所得割非課税世帯 	すべての園児	年額 308,000円	0	0	H17. 8. 1 実績はH30年度適用の金額	要綱	教育政策
			<ul style="list-style-type: none"> ひとり親世帯等(※) 	<ul style="list-style-type: none"> 最年長者(第1子) 次年長者(第2子) 上記以外の園児(第3子以降) 	年額 308,000円	0	0			
			<ul style="list-style-type: none"> ひとり親世帯等以外 	<ul style="list-style-type: none"> 最年長者(第1子) 	年額 272,000円	10	1,796,000			
			<ul style="list-style-type: none"> 市町村民税所得割課税額が下記算式で得た金額以下 34,500円+①+② ※①16歳未満の扶養親族の数 × 21,300円 ②16歳以上19歳未満の扶養親族の数 × 11,100円 	<ul style="list-style-type: none"> 最年長者(第1子) 次年長者(第2子) 上記以外の園児(第3子以降) 	年額 308,000円	5	916,600			
			<ul style="list-style-type: none"> ひとり親世帯等以外 	<ul style="list-style-type: none"> 最年長者(第1子) 	年額 272,000円	1	216,000			
			<ul style="list-style-type: none"> 市町村民税所得割課税額が下記算式で得た金額以下 171,600円+③+④ ※③16歳未満の扶養親族の数 × 19,800円 ④16歳以上19歳未満の扶養親族の数 × 7,200円 	<ul style="list-style-type: none"> 上記以外の園児(第3子以降) 	年額 308,000円	0	0			
			<ul style="list-style-type: none"> 市町村民税所得割課税額が下記で得た金額以下の世帯 171,600円+③+④ ※③16歳未満の扶養親族の数 × 19,800円 ④16歳以上19歳未満の扶養親族の数 × 7,200円 	<ul style="list-style-type: none"> 最年長者(第1子) 次年長者(第2子) 上記以外の園児(第3子以降) 	年額 187,200円	10	1,621,100			
			<ul style="list-style-type: none"> 市町村民税所得割課税額が下記で得た金額以下の世帯 171,600円+③+④ ※③16歳未満の扶養親族の数 × 19,800円 ④16歳以上19歳未満の扶養親族の数 × 7,200円 	<ul style="list-style-type: none"> 最年長者(第1子) 次年長者(第2子) 上記以外の園児(第3子以降) 	年額 247,000円	8	1,445,000			
			<ul style="list-style-type: none"> 市町村民税所得割課税額が下記で得た金額以下の世帯 171,600円+③+④ ※③16歳未満の扶養親族の数 × 19,800円 ④16歳以上19歳未満の扶養親族の数 × 7,200円 	<ul style="list-style-type: none"> 小学校3年生以下の子どものうち最年長者(第1子) 	年額 308,000円	1	64,000			
			<ul style="list-style-type: none"> 市町村民税所得割課税額が下記で得た金額以下の世帯 171,600円+③+④ ※③16歳未満の扶養親族の数 × 19,800円 ④16歳以上19歳未満の扶養親族の数 × 7,200円 	<ul style="list-style-type: none"> 小学校3年生以下の子どものうち最年長者(第1子) 小学校3年生以下の子どものうち次年長者(第2子) 上記以外の園児(第3子以降) 	年額 62,200円	64	3,696,100			
<ul style="list-style-type: none"> 市町村民税所得割課税額が下記で得た金額以下の世帯 171,600円+③+④ ※③16歳未満の扶養親族の数 × 19,800円 ④16歳以上19歳未満の扶養親族の数 × 7,200円 	<ul style="list-style-type: none"> 小学校3年生以下の子どものうち最年長者(第1子) 小学校3年生以下の子どものうち次年長者(第2子) 上記以外の園児(第3子以降) 	年額 185,000円	40	6,950,700						
<ul style="list-style-type: none"> 市町村民税所得割課税額が下記で得た金額以下の世帯 171,600円+③+④ ※③16歳未満の扶養親族の数 × 19,800円 ④16歳以上19歳未満の扶養親族の数 × 7,200円 	<ul style="list-style-type: none"> 小学校3年生以下の子どものうち最年長者(第1子) 小学校3年生以下の子どものうち次年長者(第2子) 上記以外の園児(第3子以降) 	年額 308,000円	4	555,000						
<ul style="list-style-type: none"> 市町村民税所得割課税額が下記で得た金額以下の世帯 171,600円+③+④ ※③16歳未満の扶養親族の数 × 19,800円 ④16歳以上19歳未満の扶養親族の数 × 7,200円 	<ul style="list-style-type: none"> 小学校3年生以下の子どものうち最年長者(第1子) 小学校3年生以下の子どものうち次年長者(第2子) 上記以外の園児(第3子以降) 	年額 154,000円	18	2,590,000						
<ul style="list-style-type: none"> 市町村民税所得割課税額が下記で得た金額以下の世帯 171,600円+③+④ ※③16歳未満の扶養親族の数 × 19,800円 ④16歳以上19歳未満の扶養親族の数 × 7,200円 	<ul style="list-style-type: none"> 小学校3年生以下の子どものうち最年長者(第1子) 小学校3年生以下の子どものうち次年長者(第2子) 上記以外の園児(第3子以降) 	年額 308,000円	3	468,000						

※ひとり親世帯等とは、保護者または保護者と同一の世帯に属する者が以下に該当する世帯をいいます。

- 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養している者(ただし、保護者と同一の世帯に属する者がこれに該当する場合を除く。)
- 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者(在宅の者に限る)
- 療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けた者(在宅の者に限る)
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者(在宅の者に限る)
- 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童(在宅の者に限る)
- 国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者(在宅の者に限る)
- 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者

八代市中小企業信用保証料補給事業

補助対象融資制度及び補助率等

(平成30年度実績)

事業名	対象融資制度	補助実績		対象となる経費	補助率及び補助金額
		件数	金額(円)		
八代市中小企業信用保証料補給事業	八代市小口資金融資制度	12	530,198	対象融資制度を利用した場合に中小企業者が支払うべき信用保証料 (返済年数分の信用保証料を一括で支払う場合の総額)	対象経費の2分の1又は全額 (1円未満の端数を切り捨て)
	八代市中小企業経営安定特別融資制度	24	1,706,434		
	八代市中小企業大規模小売店対策特別融資制度	0	0		
	熊本県小規模事業者おうえん資金融資制度	28	555,000		対象経費の2分の1 (1,000円未満の端数を切り捨て) (50万円を限度とする)
	熊本県金融円滑化特別資金融資制度	0	0		対象経費の全額 (1,000円未満の端数を切り捨て) (50万円を限度とする)
	熊本県創業者支援資金融資制度	4	174,187		対象経費の2分の1 (1,000円未満の端数を切り捨て) (50万円を限度とする)

(2) 平成31年度団体運営補助金(当初予算)

(単位:千円)

款名	件名	金額	款名	件名	金額
総務費	交通安全指導員会助成金	380	農林水産業費	生活研究グループ連絡協議会補助金	150
	市政協力員協議会補助金	2,979		青年農業者クラブ連絡協議会補助金	70
	私立幼稚園に対する補助金(4園)	761		緑の少年団育成事業補助金	175
	八代人権擁護委員会協議会補助金	563		茶業振興協議会補助金	190
	自衛隊協力会補助金	200		花き園芸組合助成金	142
	自衛隊父兄会補助金	200		特殊農産物振興協議会助成金	95
	私立高校に対する補助金(2校)	460		計	822
	定時制通信制教育振興会補助金	84	商工費	商工会・商工会議所補助金	35,120
	市小中養護学校生活指導連絡協議会補助金	77		八代高等職業訓練校補助金	145
	八代地区高等学校生徒指導部会補助金	29		八代産業振興協議会補助金	700
	八代地区保護司会補助金	582		泉観光協会補助金	1,924
	くまもと被害者支援センター補助金	0		計	37,889
	八代地域人権教育のための推進会議分担金	1,740	消防費	消防団本部運営費補助金	532
	八代市人権問題啓発推進協議会交付金	4,000		消防分団運営費補助金	1,942
地域協議会活動交付金	60,730	計		2,474	
計	72,785	教育費	八代市小学校体育連盟補助金	113	
八代市シルバー人材センター運営費補助金	21,911		八代市中学校体育連盟補助金	1,516	
老人クラブ育成事業補助金	5,203		八代市学校保健会補助金	311	
八代市社会福祉協議会活動補助金	116,693		国指定文化財公開活用事業補助金	6,700	
八代市遺族連合会補助金	668		八代妙見祭活性化事業補助金	1,564	
八代市民生・児童委員協議会助成金	8,375		八代市文化協会補助金	547	
八代市盲人福祉協議会補助金	160		市指定無形民俗文化財保存会補助金	718	
八代市ろう者福祉協会補助金	160		八代市スポーツ推進委員協議会補助金	1,359	
八代地域精神障害者家族会補助金	625		八代市体育協会補助金	7,000	
八代市手をつなぐ育成会補助金	370		八代市学校人権同和教育研究会補助金	259	
八代市母子寡婦福祉連合会補助金	490		八代市教育研究会補助金(小学校)	633	
計	154,655		八代市教育研究会補助金(中学校)	437	
衛生費	医師会立准看護高等専修学校補助金		1,000	計	21,157
	八代歯科口腔センター運営補助市補助金		582		
	八代市食生活改善推進協議会補助金	1,000			
	計	2,582			

4 預託金運用状況

(平成30年度実績)

款名	商				工				費				
	中小企業大規模小売店対策特別融資制度	中小企業設備近代化資金融資制度	中小企業高度化資金融資制度	中小企業団体化資金融資制度	企業誘致特別資金融資制度	中小企業勤労者特別融資制度	経営安定資金	中小企業大規模小売店対策特別融資制度	中小企業設備近代化資金融資制度	中小企業高度化資金融資制度	中小企業団体化資金融資制度	企業誘致特別資金融資制度	中小企業勤労者特別融資制度
金額(千円)	0	13,000	1,000	0	0	1,000	485,000	0	1,000	0	0	0	1,000
金融機関	市郡各銀行 信用金庫 信用組合	市郡各銀行 商工中金熊本支店 信用金庫、信用組合	商工中金熊本支店	市郡各銀行 信用金庫、信用組合	市内各銀行 信用金庫、信用組合など	商工中金熊本支店	市郡各銀行 信用金庫 信用組合	市郡各銀行 信用金庫 信用組合	商工中金熊本支店	市内各銀行 信用金庫、信用組合など	市内各銀行 信用金庫、信用組合など	市内各銀行 信用金庫、信用組合など	九州労働金庫 八代支店
期間	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年
利率	年0% (決済用普通預金金利)	年0%	年0%	年0%	年0%	年0%	年0%	年0%	年0%	年0%	年0%	年0%	年0%
協調倍率	2	2	2	2	2	1	2	2	1	2	2	2	2
利率	3年以内 年2.10% 5年以内 年2.20% 7年以内 年2.30%	5年以内 年2.10% 7年以内 年2.20% 10年以内 年2.30%	10年以内	10年以内	5年以内 年2.10% 7年以内 年2.20% 10年以内 年2.30%	年1.75%	年1.90%	年1.90%	年1.75%	年1.75%	各金融機関所定の利率による	年2.70%	年2.70%
期間	7年以内	10年以内	10年以内	10年以内	10年以内	10年以内	6年以内	10年以内	10年以内	10年以内	10年以内	10年以内	5年以内
貸付金	1企業 15,000千円以内	1企業 80,000千円以内	1組合(連合会) 200,000千円以内	1組合(連合会) 200,000千円以内	1企業 100,000千円以内 1構成員 10,000千円以内	1団体 100,000千円以内 1構成員 10,000千円以内	1企業 15,000千円以内	1企業 15,000千円以内	1組合(連合会) 200,000千円以内	1企業 200,000千円以内 投資資本の2/3を限度とする	1企業 200,000千円以内 投資資本の2/3を限度とする	1中小企業勤労者 1,500千円以内	1中小企業勤労者 1,500千円以内

5 基金運用状況

区 分	設 立	H17. 8. 1 現在高	H25年度決算			H26年度決算		
			積立金	取り崩し額	現在高	積立金	取り崩し額	現在高
財 政 調 整 基 金	H17. 8. 1	1, 730, 443	1, 804	0	3, 515, 267	1, 768	0	3, 517, 035
減 債 基 金	H17. 8. 1	1, 198, 396	13, 900	0	748, 900	13, 933	33, 500	729, 333
市 有 施 設 整 備 基 金	H17. 8. 1	2, 365, 952	503, 682	0	4, 012, 994	4, 515	0	4, 017, 509
地 域 福 祉 基 金	H17. 8. 1	200, 000	1, 145	253	214, 770	937	300	215, 407
教育文化センター建設基金	H17. 8. 1	616, 958	1, 381	0	629, 312	1, 202	0	630, 514
八千把地区土地区画 整理事業基金	H19. 3. 30		86, 975	0	140, 127	46, 402	68, 000	118, 529
坂本九州新幹線濁水等 被害対策基金	H17. 8. 1	130, 000	74	1, 335	120, 581	73	1, 325	119, 329
敷川内環境保全用地 維持管理基金	H17. 8. 1	26, 922	12	744	22, 078	13	1, 070	21, 021
坂田道男・道太文庫基金	H17. 8. 1	4, 000	0	0	4, 000	0	0	4, 000
宇野奨学基金	H17. 8. 1	20, 000	0	0	20, 000	0	0	20, 000
安全安心まちづくり基金	H20. 3. 24		0	2, 015	55, 127	34	2, 471	52, 690
谷口政夫次世代育成基金	H21. 3. 26		40	0	30, 420	39	0	30, 459
ふるさと八代元気づくり 応援基金	H21. 3. 26		3, 100	2, 567	15, 183	5, 225	3, 100	17, 308
二見川濁水対策施設 維持管理基金	H21. 3. 9		86	926	41, 241	59	1, 908	39, 392
八代文化振興基金	H23. 3. 29		2, 373	0	5, 474	2, 475	259	7, 690
まちづくり交流基金	H25. 3. 28		0	42, 164	837, 920	2, 751	14, 866	825, 805
庁舎建設基金	H26. 3. 28		0	0	0	300, 000	0	300, 000
学校施設整備基金	H27. 12. 22		0	0	0	0	0	0
平成28年熊本地震復興基金	H30. 5. 31							
学校・子ども教育応援基金	H30. 5. 28							
国民健康保険財政調整基金	H17. 8. 1	867, 358	3, 863	440, 000	1, 049, 752	3, 434	880, 000	173, 186
介護保険給付費準備基金	H17. 8. 1	70, 819	0	0	103, 850	177	0	104, 027
介護従事者処遇改善 臨時特例基金	H21. 3. 9		0	0	0	0	0	0
交通災害共済財政調整基金	H17. 8. 1	76, 000	0	0	0	0	0	0
浄化槽市町村整備推進事業 減債基金	H17. 8. 1	10, 193	3	0	11, 626	3	0	11, 629
久連子財産区基金	H17. 8. 1	4, 902	962	226	5, 292	5	121	5, 176
椎原財産区基金	H17. 8. 1	4, 742	224	64	4, 394	97	65	4, 426

(3月31日現在、単位：千円)

H27年度決算			H28年度決算			H29年度決算		
積立金	取り崩し額	現在高	積立金	取り崩し額	現在高	積立金	取り崩し額	現在高
1,951	0	3,518,986	1,803	1,380,000	2,140,789	2,189	0	2,142,978
6,910	33,500	702,743	481	0	703,224	89	0	703,313
304,429	0	4,321,938	2,487	1,000,000	3,324,425	449	2,000,000	1,324,874
447	300	215,554	1,601	403	216,752	572	454	216,870
1,198	0	631,712	829	0	632,541	1,281	143,957	489,865
5,509	81,000	43,038	102,455	123,101	22,392	97,066	88,683	30,775
72	1,287	118,114	102	1,555	116,661	50	1,255	115,456
13	1,043	19,991	5	1,108	18,888	5	1,169	17,724
0	0	4,000	0	0	4,000	0	0	4,000
0	0	20,000	0	0	20,000	0	0	20,000
33	1,740	50,983	32	1,130	49,885	19	1,019	48,885
40	0	30,499	40	0	30,539	20	0	30,559
43,085	3,903	56,490	234,923	158,932	132,481	65,151	56,717	140,915
58	2,754	36,696	55	1,642	35,109	56	1,764	33,401
2,256	1,456	8,490	2,050	4,260	6,280	1,670	1,363	6,587
1,597	25,718	801,684	1,251	31,930	771,005	538	39,588	731,955
500,000	0	800,000	500,611	0	1,300,611	1,844	0	1,302,455
1,484	0	1,484	1	0	1,485	141	0	1,626
						280,041	0	280,041
						10,000	0	10,000
2,416	175,602	0	300	300	0	0	0	0
177	0	104,204	177	0	104,381	191	0	104,572
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	0	11,633	3	4,100	7,536	3	2,500	5,039
6	275	4,907	2	250	4,659	1	149	4,511
1	205	4,222	36	262	3,996	2	238	3,760

土地開発基金 (H17. 8. 1設立)

H31. 4. 1現在高	現金	不 動 産			
		土 地		建 物	
	(千円)	(㎡)	(千円)	(㎡)	(千円)
	1,487,321	4,046	72,041	0	0

年 度	積立金 (千円)	運 用 額		年 度 末 現 在 高				
		収 入 (千円)	支 出 (千円)	現金 (千円)	不 動 産			
					土 地		建 物	
				(千円)	(㎡)	(千円)	(㎡)	(千円)
H20	2,404	0	14,303	941,129	42,955.47	615,632	0	0
H21	3,069	403,174	0	1,347,372	14,544.47	212,458	0	0
H22	2,445	412,653	38,025	1,353,956	12,510.47	208,319	0	0
H23	1,744	41,400	0	1,397,100	9,906.47	166,919	0	0
H24	1,454	45,216	0	1,443,771	7,021.47	121,703	0	0
H25	1,017	38,025	0	1,482,813	4,491.47	83,678	0	0
H26	1,018	0	0	1,483,831	4,491.47	83,678	0	0
H27	1,127	0	0	1,484,958	4,491.47	83,678	0	0
H28	1,352	0	0	1,486,310	4,046.47	83,678	0	0
H29	1,011	0	0	1,487,321	4,046.47	72,041	0	0

6 決 算

(1) 財政規模 (各会計歳入歳出総括)

年 度 区 分 会 計	H25			H26		
	収入済額	支出済額	収支差引 残額	収入済額	支出済額	収支差引 残額
一 般 会 計	59,135,621	57,264,750	1,870,871	59,643,429	57,874,152	1,769,277
特 別 会 計	33,668,995	33,482,478	186,517	34,551,062	34,458,500	92,562
国民健康保険	18,294,711	18,214,357	80,354	18,488,083	18,479,955	8,128
老人保健医療	—	—	—	—	—	—
後期高齢者医療特別会計	1,634,795	1,605,114	29,681	1,647,241	1,614,159	33,082
介護保険	12,933,052	12,856,811	76,241	13,486,393	13,435,243	51,150
八代圏域介護 認定審査事業	—	—	—	—	—	—
簡易水道事業	286,440	286,399	41	342,738	342,736	2
交通災害共済事業	—	—	—	—	—	—
日奈久温泉施設	—	—	—	—	—	—
農業集落排水 処理施設事業	105,242	105,242	0	109,768	109,768	0
浄化槽市町村整備 推進事業	61,668	61,668	0	59,459	59,459	0
ケーブルテレビ事業	269,604	269,604	0	341,595	341,595	0
診療所	81,920	81,920	0	75,297	75,297	0
久連子財産区	1,174	1,074	100	226	126	100
椎原財産区	389	289	100	262	162	100

(単位：千円)

H27			H28			H29		
収入済額	支出済額	収支差引 残額	収入済額	支出済額	収支差引 残額	収入済額	支出済額	収支差引 残額
62,178,323	60,642,824	1,535,499	65,105,799	61,816,437	3,289,362	70,571,921	66,002,184	4,569,737
37,274,236	37,386,616	-112,380	36,499,646	36,563,006	-63,360	37,405,776	37,135,386	270,390
20,906,112	21,240,717	-334,605	19,802,605	20,298,404	-495,799	20,268,845	20,666,047	-397,202
—	—	—	—	—	—	—	—	—
1,638,765	1,607,641	31,124	1,640,053	1,608,176	31,877	1,691,629	1,658,804	32,825
13,855,108	13,664,238	190,870	14,341,050	13,952,039	389,011	14,786,602	14,152,146	634,456
—	—	—	—	—	—	—	—	—
341,381	341,350	31	325,435	314,084	11,351	368,768	368,657	111
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
112,161	112,161	0	105,132	105,132	0	108,874	108,874	0
55,249	55,249	0	57,378	57,378	0	54,809	54,809	0
287,262	287,262	0	149,478	149,478	0	46,866	46,866	0
77,512	77,512	0	77,765	77,765	0	78,794	78,794	0
380	280	100	352	252	100	250	150	100
306	206	100	398	298	100	339	239	100

(2) 決算概況

(単位：千円)

事 項		年 度				
		H25	H26	H27	H28	H29
歳 入	市 税	13,791,010	13,783,501	14,375,013	14,554,788	15,065,557
	地 方 譲 与 税	516,041	499,047	524,235	521,096	518,829
	利 子 割 交 付 金	23,614	20,065	17,158	11,577	21,379
	配 当 割 交 付 金	22,942	72,640	62,145	26,766	29,860
	株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	4,671	72,763	52,995	19,534	43,002
	地 方 消 費 税 交 付 金	1,229,884	1,492,920	2,503,398	2,226,864	2,324,752
	ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	7,432	7,042	5,878	5,537	6,825
	自 動 車 取 得 税 交 付 金	90,072	42,535	67,458	83,772	120,715
	地 方 特 例 交 付 金	36,849	39,763	44,852	50,784	54,864
	地 方 交 付 税	17,736,955	17,419,375	17,468,885	17,239,264	16,112,378
	交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	24,953	21,558	22,396	19,779	16,922
	分 担 金 及 び 負 担 金	975,888	985,641	872,637	827,654	849,179
	使 用 料 及 び 手 数 料	807,811	770,052	772,599	762,400	793,804
	国 庫 支 出 金	8,971,985	8,958,801	9,598,543	11,158,840	12,222,114
	県 支 出 金	6,612,217	6,498,669	4,950,601	5,753,835	6,869,119
	財 産 収 入	126,127	128,408	54,078	148,903	196,280
	寄 附 金	17,082	19,684	58,376	341,069	199,065
	繰 入 金	50,004	126,799	152,701	2,704,061	2,335,970
	繰 越 金	1,922,107	1,870,871	1,769,276	1,535,499	3,289,362
	諸 収 入	908,977	919,195	2,081,899	1,034,377	1,264,245
地 方 債	5,259,000	5,894,100	6,723,200	6,079,400	8,237,700	
歳 入 総 額 (A)	59,135,621	59,643,429	62,178,323	65,105,799	70,571,921	
歳 出	人 件 費	7,826,055	7,791,493	8,155,408	8,204,681	8,188,238
	扶 助 費	12,972,815	14,026,678	14,799,669	15,610,688	15,785,819
	公 債 費	6,819,439	6,803,605	6,662,857	6,283,005	6,113,125
	物 件 費	5,398,028	5,471,592	5,687,379	6,221,048	6,712,154
	維 持 補 修 費	449,090	449,747	447,206	483,863	468,420
	補 助 費 等	5,066,361	5,130,127	8,785,894	6,622,703	6,707,223
	積 立 金	601,172	366,029	862,382	848,726	461,181
	投 資 ・ 出 資 金 ・ 貸 付 金	684,778	554,677	548,786	665,930	546,226
	繰 出 金	7,239,367	7,420,810	6,033,441	6,107,144	6,060,454
	前 年 度 繰 上 充 用 金	0	0	0	0	0
	投 資 的 経 費	10,207,645	9,859,394	8,659,802	10,768,649	14,959,344
	う ち 普 通 建 設 事 業 費	10,058,259	9,800,978	8,192,530	9,769,220	14,520,835
	災 害 復 旧 費	149,386	58,416	467,272	999,429	438,509
	失 業 対 策 事 業 費	0	0	0	0	0
歳 出 総 額 (B)	57,264,750	57,874,152	60,642,824	61,816,437	66,002,184	

事 項 \ 年 度	H25	H26	H27	H28	H29
歳入歳出差引額 (C) (A) - (B)	1,870,871	1,769,277	1,535,499	3,289,362	4,569,737
翌年度へ繰越すべき財源 (D)	167,346	174,604	89,480	2,049,304	2,873,916
実質収支 (E) (C) - (D)	1,703,525	1,594,673	1,446,019	1,240,058	1,695,821
単年度収支 (F)	1,614	△ 108,852	△ 148,654	△ 354,615	455,763
積立金 (G)	1,804	1,768	1,951	1,803	2,189
繰上償還金 (H)	0	0	0	0	0
積立金取りくずし額 (I)	0	0	0	1,380,000	0
実質単年度収支 (J) (F) + (G) + (H) - (I)	3,418	△ 107,084	△ 146,703	△ 1,732,812	457,952
基準財政収入額	11,780,978	11,984,396	12,660,848	12,908,971	13,177,535
基準財政需要額	24,602,296	24,852,117	26,044,587	26,445,336	26,600,928
標準財政規模	34,119,194	33,874,904	34,217,497	33,524,497	33,206,970
財政力指数	0.470	0.480	0.480	0.490	0.490
実質収支比率 (%)	5.0	4.7	4.2	3.7	5.1
経常一般財源比率 (%)	94.7	95.4	98.8	98.6	99.4
実質公債費比率 (%)	14.4	13.2	11.9	11.0	10.5
積立金現在高 (財調等特定目的)	10,342,494	10,615,221	11,358,402	9,503,067	7,628,277
地方債現在高 (政府・その他)	61,540,760	60,910,074	62,033,367	62,287,529	64,893,956
債務負担行為額	4,454,055	24,008,976	24,276,542	22,587,876	14,941,684

※基準財政収入額以降は、地方財政状況調査表に基づく

(3) 市税収入額 (現年分)

(単位：千円)

項・目 \ 年 度	H26	H27	H28	H29
市 民 税	5,618,730	5,634,877	5,649,720	5,941,288
個人	4,513,128	4,628,188	4,621,036	4,800,058
法人	1,105,602	1,006,689	1,028,684	1,141,230
固 定 資 産 税	6,939,352	7,525,857	7,620,882	7,856,166
固定資産税	6,891,830	7,480,147	7,576,861	7,813,837
交付金	47,522	45,710	44,021	42,329
軽自動車税	313,539	321,437	383,587	402,293
市たばこ税	898,522	877,448	885,188	851,336
鉱産税	0	0	0	0
入湯税	13,358	15,394	15,412	14,474
特別土地保有税	0	0	0	0
合 計	13,783,501	14,375,013	14,554,789	15,065,557

(4) 目的(款)別歳出

年 度	H25		H26		
	区 分	決 算 額 (千円)	構 成 比 率 (%)	決 算 額 (千円)	構 成 比 率 (%)
1	議 会 費	406,305	0.71	437,550	0.76
2	総 務 費	5,019,285	8.76	5,105,998	8.82
3	民 生 費	20,069,071	35.05	21,116,936	36.49
4	衛 生 費	3,639,814	6.36	3,911,796	6.76
5	農 林 水 産 業 費	5,702,253	9.96	5,430,398	9.38
6	商 工 費	1,402,863	2.45	1,344,887	2.32
7	土 木 費	5,644,137	9.86	5,583,982	9.65
8	消 防 費	1,991,023	3.48	2,261,947	3.91
9	教 育 費	5,911,628	10.32	5,802,640	10.03
10	災 害 復 旧 費	148,429	0.26	57,960	0.1
11	公 債 費	6,806,045	11.88	6,790,425	11.73
12	諸 支 出 金	523,897	0.91	29,633	0.05
13	予 備 費	0	0.00	0	0.00
	合 計	57,264,750	100.00	57,874,152	100.00
	主な施策	パトリア千丁外壁改修工事 南北アクセス線整備事業 北部幹線整備事業 泉中学校体育館等改築事業 第七中学校体育館改修事業 金剛小学校体育館改築事業 八千把小学校校舎耐震改修事業 図書館施設整備事業 環境センター建設事業		携帯電話等エリア整備事業 代陽小学校校舎解体事業 松高小学校校舎増築事業 泉第三小学校体育館解体事業 宮地小学校体育館耐震改修事業 太田郷小学校校舎耐震改修事業 高田小学校校舎耐震改修事業 二見小学校体育館耐震改修事業 坂本中学校柔剣道場解体事業 第七中学校校舎耐震改修事業 養護学校校舎・体育館改築等事業 第四中学校体育館改築事業 第一中学校校舎耐震改修事業 八千把小学校校舎耐震改修事業 図書館施設整備事業 第二中学校校舎耐震改修事業	

H27		H28		H29	
決 算 額 (千円)	構成比率 (%)	決 算 額 (千円)	構成比率 (%)	決 算 額 (千円)	構成比率 (%)
434,220	0.72	391,249	0.63	371,848	0.56
5,495,138	9.06	5,942,725	9.61	5,533,261	8.38
21,982,195	36.25	22,985,510	37.18	23,194,188	35.14
4,427,738	7.3	6,501,606	10.52	9,480,716	14.37
3,679,932	6.07	3,731,816	6.04	5,252,791	7.96
2,879,038	4.75	1,625,601	2.63	1,584,408	2.4
5,660,182	9.33	5,839,838	9.45	6,173,692	9.35
2,749,441	4.53	2,024,519	3.28	2,248,203	3.41
5,854,235	9.65	4,773,907	7.72	4,610,278	6.99
464,480	0.77	1,473,722	2.38	1,089,713	1.65
6,656,375	10.98	6,283,006	10.16	6,113,125	9.26
359,850	0.59	242,938	0.4	349,961	0.53
0	0.00	0	0.00	0	0.00
60,642,824	100.00	61,816,437	100.00	66,002,184	100.00
第六中学校校舎耐震改修・体育館改築事業 千丁小学校校舎耐震改修事業 南部幹線整備事業 環境センター建設事業 龍峯公園整備事業 東陽中学校耐震改修事業 松高小学校校舎増築事業 第一中学校校舎耐震改修事業 松高小学校校舎耐震改修事業 西片西宮線整備事業 龍峯小学校校舎・体育館耐震改修事業 太田郷小学校校舎耐震改修事業 金剛小学校校舎改築事業 八の字線整備事業 第四中学校校舎耐震改修事業 日奈久小学校校舎耐震改修事業		環境センター建設事業 南部幹線整備事業 西片西宮線整備事業 八の字線整備事業 東西アクセス線整備事業 第三中学校体育館・武道場非構造部材耐震改修事業 鏡中学校体育館・武道場非構造部材耐震改修事業 松高小学校体育館非構造部材耐震改修事業 太田郷小学校体育館非構造部材耐震改修事業 高田小学校体育館非構造部材耐震改修事業 第一中学校体育館非構造部材耐震改修事業 泉第八小学校体育館非構造部材耐震改修事業 泉第八小学校教職員住宅新設事業 太田郷幼稚園非構造部材耐震改修事業 代陽幼稚園非構造部材耐震改修事業		環境センター建設事業 仮設庁舎等リース事業 南部幹線整備事業 新庁舎建設事業 東西アクセス線整備事業 商工施設災害復旧事業 同報系防災通信システム整備事業 総合体育館・東陽スポーツセンター耐震改修事業 西片西宮線整備事業	

(5) 節別歳出

(単位：千円)

節	年度	H25	H26	H27	H28	H29
1	報酬	504,306	508,634	536,390	488,462	487,775
2	給料	3,702,168	3,720,594	3,758,240	3,773,788	3,823,410
3	職員手当等	2,709,981	2,609,992	2,872,422	3,047,779	2,951,470
4	共済費	1,444,827	1,489,371	1,496,115	1,407,843	1,469,924
5	災害補償費	2,916	1,981	2,814	1,313	1,960
6	恩給及退職年金	1,539	1,539	1,381	594	594
7	賃金	449,097	443,735	571,956	570,001	568,127
8	報償費	210,915	195,456	118,446	237,103	167,900
9	旅費	80,198	77,280	87,942	72,884	75,909
10	交際費	1,841	959	1,449	1,053	922
11	需用費	1,618,764	1,605,458	1,785,413	1,947,798	1,763,995
12	役務費	258,820	297,046	280,794	297,447	316,327
13	委託料	7,887,418	8,000,866	9,156,918	9,224,803	9,729,272
14	使用料及び賃借料	476,903	469,052	468,278	532,095	617,551
15	工事請負費	4,821,323	4,806,114	4,632,528	6,738,340	9,844,349
16	原材料費	68,134	64,300	58,540	58,019	53,465
17	公有財産購入費	184,019	279,127	405,847	27,119	97,065
18	備品購入費	226,683	247,738	202,723	291,116	288,556
19	負担金補助及び交付金	9,554,180	9,705,958	9,928,034	8,995,005	10,110,609
20	扶助費	8,771,104	9,180,967	9,669,528	9,946,682	10,125,175
21	貸付金	623,530	509,970	521,760	637,090	527,757
22	補償・補てん及び賠償金	228,087	337,513	195,605	154,093	184,276
23	償還金・利子及び割引料	6,990,644	6,978,610	6,844,381	6,449,539	6,263,109
24	投資及び出資金	0	0	0	0	0
25	積立金	615,590	380,447	870,209	850,078	462,189
26	寄附金	0	0	0	0	0
27	公課費	5,484	6,245	5,380	6,068	15,310
28	繰出金	5,826,279	5,955,200	6,169,731	6,060,325	6,055,188
合	計	57,264,750	57,874,152	60,642,824	61,816,437	66,002,184

7 市 税

(1) 税 率

①普通税

ア 市民税

a 均等割

個人 年額3,500円（平成26年度から）

法人

法人市民税税率

(H31.4.1現在)

資本準備金等の額※1	従業員数	均等割額 (千円)
1千万円以下	50人以下	60
	〃 超	144
1千万円超 1億円以下	50人以下	156
	〃 超	180
1億円超 10億円以下	50人以下	192
	〃 超	480
10億円超 50億円以下	50人以下	492
	〃 超	2,100
50億円超	50人以下	492
	〃 超	3,600

※1但し、資本金等の額または調整後の資本金等の額が、資本金と資本準備金の合計額を下回る場合は資本金と資本準備金の額とする

b 所得割又は法人税割

(i) 個人

課税総所得金額	税 率	
	18年度まで	19年度以降
200万円以下の金額	3%	} 一律6%
700万円以下の金額	8%	
700万円を超える金額	10%	

(ii) 法人 12.1%（令和元年10月1日以降に開始する事業年度は8.4%）

イ 固定資産税 100分の1.6（平成27年度から）

ウ 軽自動車税（年額）（平成28年度から）

a 原動機付自動車

(i) 総排気量が0.05ℓ以下のもの、又は定格出力が0.6kw以下のもの

(ivを除く) 2,000円

(ii) 二輪のもので総排気量が0.05ℓを超え0.09ℓ以下のもの、又は定格出力が0.6kwを超え0.8kw以下のもの 2,000円

(iii) 二輪のもので総排気量が0.09ℓを超えるもの、又は定格出力が0.8kwを超えるもの 2,400円

(iv) 三輪以上のもの（車室を備えず、かつ輪距が0.5メートル以下及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ輪距が0.5メートル以下の三輪のものを除く）で排気量が0.02ℓを超えるもの、又は定格出力が0.25kwを超えるもの 3,700円

b 軽自動車及び小型特殊自動車

(i) 軽自動車

二輪のもの（側車付を含む） 3,600円

車種区分			税額（年額）		
			平成27年3月31日までに最初の新規検査をした車両	平成27年4月1日以後に最初の新規検査をした車両	最初の新規検査から13年を経過した車両
三輪			3,100円	3,900円	4,600円
四輪	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円

◎グリーン化特例を適用した場合の税率

区分				グリーン化特例適用税率（令和元年度）		
				25%軽減	50%軽減	75%軽減
軽自動車	三輪			3,000円	2,000円	1,000円
	四輪以上	乗用	自家用	8,100円	5,400円	2,700円
			営業用	5,200円	3,500円	1,800円
		貨物用	自家用	3,800円	2,500円	1,300円
			営業用	2,900円	1,900円	1,000円

(ii) 小型特殊自動車

農耕作業用自動車（刈取脱穀作業用自動車を含む） 2,400円

その他のもの 5,900円

c 二輪の小型自動車 6,000円

※軽自動車を取得した際に課税される税金である自動車取得税が令和元年9月末日で廃止され、10月1日より軽自動車税環境性能割（市町村税）が導入されます。

エ 市たばこ税（平成30年10月1日から） 1,000本につき5,692円

※旧三級品（H31.4.1～R1.9.30）1,000本につき4,000円

オ 鉱産税 100分の1（ただし、課税標準額が200万円以下の場合は100分の0.7）

②目的税

ア 入湯税（1人1日につき）

a 宿泊の場合150円（特に市長が認めるものについては30円）

b 宿泊しない場合、又は引き続き3日以上滞在の場合50円

イ 国民健康保険税

a 基礎課税

(i) 所得割 100分の10.6

(ii) 均等割 被保険者1人につき 29,600円

(iii) 平等割 1世帯につき 22,000円

b 後期高齢者支援金（等）課税

(i) 所得割 100分の3.3

(ii) 均等割 被保険者1人につき 9,300円

(iii) 平等割 1世帯につき 6,900円

c 介護納付金課税（40歳以上65歳未満の第2号被保険者）

(i) 所得割 100分の2.7

(ii) 均等割 第2号被保険者1人につき 14,900円

(2) 市民税の課税標準額段階別税額

平成30年7月1日現在

課税標準額の段階等		平成30年度			
		課税標準額 (千円)	算出税額 (千円)	納税義務者数	
個人	均等割 (A)	—	205,408	58,688	
	所得割	10万円以下の金額	851,745	25,753	2,839
		10万円超 100万円	12,516,496	670,814	21,735
		100万円〃 200万円	20,589,788	1,157,590	14,493
		200万円〃 300万円	15,050,683	859,235	6,061
		300万円〃 400万円	10,943,925	643,645	3,159
		400万円〃 550万円	7,027,348	410,641	1,513
		550万円〃 700万円	2,859,527	166,387	457
		700万円〃 1,000万円	3,097,137	176,828	362
		1,000万円を超える金額	8,933,854	511,952	441
	計 (B)	81,870,503	4,622,845	51,060	
	内訳	給与所得	66,148,472	3,783,808	41,428
		営業等所得	3,851,445	223,395	1,934
		農業所得	2,859,529	166,029	1,036
その他の所得		5,322,031	298,606	6,229	
分離(譲渡所得等)		3,689,026	151,007	433	
法人	均等割 (C)	—	395,865	3,110	
	法人税割 (D)	—	745,983	3,110	
合計 (A) + (B) + (C) + (D)		—	5,970,101	115,968	

課税標準額の段階等は総務省の「市町村税課税状況等の調」の区分による。

8 市有財産（物品、基金を除く）

（金額単位：千円）

年 度		H 28		H 29		H 30	
項 目	面積	土地 (地積㎡)	建物 (延面積㎡)	土地 (地積㎡)	建物 (延面積㎡)	土地 (地積㎡)	建物 (延面積㎡)
	本 庁 舎		23,795.58	13,795.63	23,795.58	13,795.63	23,795.58
その他の 行政機関	警察（消防）施設	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	その他の施設	44,606.60	15,028.53	44,606.60	15,028.53	44,606.60	15,028.53
公共用 財 産	学 校	872,619.56	217,880.30	867,424.65	217,197.71	867,424.65	217,197.03
	公 営 住 宅	189,653.37	76,164.58	189,653.37	75,912.28	189,653.37	75,790.46
	公 園	620,221.06	4,575.03	620,221.06	4,628.30	620,345.06	4,670.70
	その他の施設	2,190,401.17	193,360.10	2,207,275.14	195,011.21	2,211,116.39	214,402.48
山 林		8,087,839.18	0.00	8,087,839.18	0.00	8,087,839.18	0.00
普 通 財 産		942,048.62	13,302.49	919,362.21	14,048.32	918,175.55	14,048.32
計		12,971,185.14	534,106.66	12,960,177.79	535,621.98	12,962,956.38	554,933.15
県漁業信用基金協会出資証券		4,200		4,200		4,200	
八代森林組合出資金		24,926		24,926		24,926	
県信用保証協会出捐金		119,100		119,100		119,100	
県農業信用基金協会出資証券		13,230		13,230		13,230	
県農地管理公社出捐金		1,070		1,070		1,070	
県農業公社出資証券		340		340		340	
県中小企業振興公社出資証券		1,390		1,390		1,390	
県い業経営安定基金協会出資証券		74,890		74,890		74,890	
八代市学校給食会出捐金		5,000		5,000		5,000	
県栽培漁業協会出捐金		10,296		10,296		10,296	
県農業後継者育成基金出資金		9,911		9,911		9,911	
八代中高年齢労働者福祉センター出捐金		2,000		2,000		2,000	
(財)県林業従事者育成基金出捐金		21,070		21,070		21,070	
八代ふるさと市町村圏基金出資金		0		0		0	
八代市土地開発公社出資金		3,000		3,000		3,000	
県角膜腎臓バンク協会出捐金		7,800		7,800		7,800	
県暴力追放協議会出捐金		3,610		3,610		3,610	
県林業公社出資金		400		400		40	
県さわやか長寿財団出捐金		7,460		7,460		7,460	
県雇用環境整備協会出捐金		17,600		17,600		18,600	
バイオ研究開発基金出捐金		1,000		1,000		0	
八代市社会福祉事業団基本財産出資金		3,000		3,000		3,000	
八代市社会福祉事業団運用財産出資金		3,500		3,500		3,500	
熊本開発研究センター出捐金		287		287		287	
八字農林水産振興協議会出捐金		460		460		0	
砂防フロンティア整備機構出資金		102		102		102	
県環境整備事業団出捐金		87		87		87	
地方公共団体金融機構出資金		11,000		11,000		11,000	
株 券		346,729		346,729		345,909	

第三セクター（※本市出資割合50%以上の会社法法人のみ記載）

法人名	設立年月日	資本金	市出資額	市出資比率
さかもと温泉センター株式会社	平成8年4月1日	(千円) 86,450	(千円) 60,000	(%) 69.40
株式会社東陽地区ふるさと公社	平成16年11月1日	50,000	50,000	100.00
株式会社いずみ	平成10年4月1日	55,000	50,000	90.90

